第162回宮城県都市計画審議会議事録

日 時: 平成25年2月12日(火)

午後3時

場 所:県庁行政庁舎4階 特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告

第161回宮城県都市計画審議会議案の処理について

- 3 議案審議(11件)
 - 議案第2269号 栗原都市計画道路の変更について
 - 議案第2270号 大崎広域都市計画道路の変更について
 - 議案第2271号 白石都市計画区域,角田都市計画区域,蔵王都市計画区域,大河原都市計画 区域,村田都市計画区域,柴田都市計画区域,川崎都市計画区域及び丸森都市 計画区域の変更について
 - 議案第2272 号 白石都市計画区域,角田都市計画区域,蔵王都市計画区域,大河原都市計画 区域,村田都市計画区域,柴田都市計画区域,川崎都市計画区域及び丸森都市 計画区域の整備,開発及び保全の方針の変更について
 - 議案第2273号 白石都市計画,角田都市計画,蔵王都市計画,大河原都市計画,村田都市計画,柴田都市計画,川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更について
 - 議案第2274号 川崎都市計画公園の変更について
 - 議案第2275 号 白石都市計画, 角田都市計画, 蔵王都市計画, 大河原都市計画, 村田都市計画, 柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の変更について
 - 議案第2276号 角田都市計画河川の変更について
 - 議案第2277号 特殊建築物の敷地の位置について
 - 議案第2278号 特殊建築物の敷地の位置について
 - 議案第 2279 号 石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に 対する意見書について
- 4 その他
- 5 閉 会

第162回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊藤惠子 株式会社はなやか代表取締役

牛 尾 陽 子 公益財団法人東北活性化研究センターフェロー

大 山 弘 子 日本ビオトープ管理士会理事

小野田 泰 明 東北大学大学院工学研究科教授

木 下 淑 惠 東北学院大学法学部准教授

佐 藤 政 典 公益社団法人宮城県建設センター理事長

長谷川 伸 一 国土交通省東北運輸局長(代理)

徳 山 日出男 国土交通省東北地方整備局長(代理)

森 田 幸 典 宮城県警察本部長(代理)

奥 山 恵美子 宮城県市長会会長(代理)

内 海 太 宮城県議会議員

仁 田 和 廣 宮城県議会議員

長谷川 洋 一 宮城県議会議員

(以上13名)

1 開 会

(1)会議の成立

○事務局(鈴木総括) それでは定刻でございますので、ただいまから第 162 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の 方を含め、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都 市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げ ます。

なお、東北農政局長の五十嵐委員と宮城県町村議会議長会会長の大須賀委員におかれましては、 当初御出席の予定でございましたが、御都合により欠席される旨の御連絡をいただいております。 また、代理出席の方のお名前でございますが、お配りしております座席表に記載してございま すので、御参照いただきたいと思います。

(2) 会議の公開・非公開についての報告

○事務局(鈴木総括) 続きまして、本日の会議の公開、非公開について申し上げます。本日御審議いただく11件の議案の内、議案第2279号、土地区画整理事業の事業計画に対する意見書につきましは、特定の個人が識別される情報を含んでおります。当審議会は、可能な限り公開することとしておりますので、個人名等を伏せたかたちで審議ができないか検討いたしましたが、本案件につきましては、どうしても提出者の所有する土地の具体的な位置、形状等を伏せた形で審議することができないという結論でございました。従いまして、議案第2279号につきましては、情報公開条例第19条及び本審議会議事運営規則第11条ただし書きの規定に基づきまして、予め第127回審議会において議決しましたとおり、非公開議案に該当しておりますので、非公開で審議を行うこととなります。その他の議案につきましては、非公開議案に該当しておりませんので、通常どおり、審議は公開で行います。

(3) 傍聴人への注意等

○事務局(鈴木総括) 次に、傍聴される方々にお願いでございます。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願いいたします。

(4) マイクの説明

○事務局(鈴木総括) また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡しいた しますので、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

○仁田委員 審議が始まる前に,一言。

前回もそうだったんですけれども、私は、代理出席していることにどうのこうの言ってるん じゃないんです。要するに、せっかくこれだけの委員、特に仙台市長さんを初め、著名な方々 がいっぱいおられるわけです。特にこの都市計画審議会は法律でも定められている大変大事な審議会なんですよ。それがしょっちゅう代理、まあ議長も代理でちょっと申し訳ないけれども、いずれ、そういう、執行部の方の日時の組み合わせとか、その辺もうちょっと僕は配慮すべきかなと。議案書は、前日に届いているからそれはいいにしても、やはり、審議会でも何でもこれだけ大事なものを、特に、前の時もいいましたけれども、石巻関係とか大変大事なときに、石巻の方々がほとんど見えていない。これもやっぱり私は大変、方向付けを出したりするのに、問題点が残るなということですので、今後はやっぱり執行部として、委員の調整日時、特に僕は仙台市長さんには、仙台市のこともいっぱいあるから、できれば出てほしいなということです。

あともう一つお話しさせていただければ、この会の結果を確実に御本人に伝えてください。 これは、執行部の皆さんの責任として、やって貰えれば。以上でございます。

- ○事務局(櫻井都市計画課長) 日程調整につきましては、代理出席がないように、極力調整をしているつもりでございますけれども、残念ながらなかなか日程が合わないということでございますけれども、やはり皆さんが出席していただけるように、極力調整していきたいという風には思っております。また、代理出席の方々も含め、御本人に対する、この審議会での検討状況につきましても、事務局として責任を持って、本人に伝わるように調整して参りたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
- ○仁田委員 分かりました。
- ○事務局(遠藤次長(技術担当)) 補足でございます。今都市計画課長が説明したとおりなんですが、実はこの都市計画審議会はですね、従来ですと、年に2回ということで、開催をお願いしておりました。その点につきましては、やや日程の調整がうまくいっていた部分があるんですが、東日本大震災を受けまして、審議会の開催回数を年6回ということで進めた関係で、ほぼ2ヶ月に1回、皆様に審議会に御出席いただくということになったものもございまして、そういった関係もあって、なかなか日程調整がうまくいかないということもあります。多少いいわけでございますが、そういったことも御配慮いただければと思います。
- ○仁田委員 大震災は、千年に一度のことで、なおさら、大震災の復旧復興というのは宮城県の将来にとっても、また各市町村の将来にとっても大変大事なんですよ。だからこそ、責任ある方々に出てもらって、周知徹底をして、逆に言うと議論を重ねて、よりいい方向に進めるのがこの都市計画審議会のあり方だと思いますので、なおさらなんです。そのへんよろしく。
- ○事務局(遠藤次長(技術担当)) その辺努力いたしますので、よろしくお願いいたします。
- (5) 議長に進行引き継ぎ
- ○事務局(鈴木総括) それでは、審議をお願いいたします。都市計画審議会条例第5条第1項の

規定によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますが、森杉会長におかれましては、本日、御事情により、出席ができない旨の御連絡をいただいております。都市計画審議会条例第4条第3項において、会長に事故があるときは、会長が予め指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、第158回の会議におきまして、会長の職務代理者として指名されております牛尾委員に議長となっていただきます。牛尾委員、よろしくお願いいたします。

(6) 議事録署名人の指名

○牛尾議長 それでは、ただいまから会議を開催いたします。

はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。本日出席されております 木下淑惠委員と、長谷川洋一委員にお願いしたいと思います。

2 前回議案の処理報告

- ○牛尾議長 続いて, 第 161 回審議会における議案の処理状況について, 事務局から御報告願います。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) それでは、前回の議案の処理状況につきまして御報告いたします。 お手元の議案書4ページを御覧いただきたいと思います。

前回,第 161 回審議会におきまして,議案第 2268 号「石巻広域都市計画道路の変更について」,これを御審議いただきましたけれども,処理結果欄のとおり,審議結果に基づきまして,所定の手続きを全て完了しておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○牛尾議長 以上の報告につきまして、御質問ございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○牛尾議長 よろしいですか。それでは、以上で、第 161 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2269号 栗原都市計画道路の変更について

○牛尾議長 それでは、議案審議に入ります。

本日の審議件数は、議案第 2269 号から第 2279 号の 11 案件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。また、事務局は、説明はなるべく簡潔明瞭でお願いしたいと思います。

それでは、議案第 2269 号「栗原都市計画道路の変更について」を議題といたします。 事務局から議案の内容説明をお願い申し上げます。

○事務局(櫻井都市計画課長) それでは、議案第2269号「栗原都市計画道路の変更について」を御 説明いたします。

まず、議案内容の御説明の前に、本議案「栗原都市計画道路の変更」と次の議案第2270号「大崎広域都市計画道路の変更」、これは、いわゆる都市計画道路網の全体的な見直しに伴う都市計画変更となりますので、見直しに当たっての県としての基本的な方針につきまして、御説明いたします。

最初に、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、見直しの背景につきまして御説明いたします。

近年,都市をめぐる社会経済状況は大きく変化しておりまして,人口減少・超高齢社会,あるいは地球環境問題と,これらに対応するため,新たなまちづくりの視点が求められているところでございます。一方では,道路整備など公共事業への投資額が年々減少するなど,いわゆる財政的な制約が今後とも進むものと予想されております。

また、都市計画道路につきましては、全国的な傾向といたしまして、都市計画決定以降、事業の着手の見込みがないまま、長期にわたり土地利用が制限がされている路線が多数あるというのが現状でございます。こうした中、道路の都市計画により60年以上建築制限を受けた土地の所有者が、市に対して補償を求めた事例では、最終的には市側が勝訴いたしましたけれども、平成17年に出された最高裁判決では、「受忍限度については内容と同時に期間も問題とすべき」である、こういった補足意見が付されたところであります。

このようなことからここで、「県内の都市計画道路の整備状況」、これを見ますと、宮城県内の都市計画道路は、昭和20年代から40年代にかけまして、おおむね現在の都市計画道路網が形成されておりまして、これらにもとづいて逐次、整備が進められております。しかしながら平成23年度末で県内の都市計画決定延長、これは約1,570kmございますけれども、これに対しまして、改良済みであるものは約52%ほどであります。また長期未着手の道路が多数存在していると、こういった状況でございます。

このような状況のもと、県といたしましては、まちづくりの主体である市町村が、都市計画道路の 見直しを主体的に、かつ円滑に実施できるよう、見直しのための「ガイドライン」、これを平成20年 3月に策定するなどして、見直しの指導や助言をしてきたところであります。

3の「検討状況」を御覧願います。

都市計画区域が決定されております 33 市町村のうち、見直し作業が完了していますのは岩沼市、登 米市、この 2 市となっておりまして、現在作業中の市町村は仙台市や本日御審議いただきます栗原市、 美里町を含め 10 市町となってございます。また、石巻市や気仙沼市などは、今回の震災復興のために 新たなまちづくり計画をしておりますことから、都市計画道路網につきましても、抜本的に見直しを 行っているところでございます。

また、震災の影響のために、見直しを保留している市町村もございます。県としては、今後も、各市町村の震災の影響なども考慮しながら、都市計画道路の見直しが必要な市町村につきましては、県決定の都市計画道路を先行的に見直しするなど、市町村の取り組みを支援していきたいと考えておりま

す。

参考資料の2ページをお開き願います。

4の「見直しに当たっての基本的方針」について御説明いたします。

見直し対象路線につきましては、当初決定から 20 年以上を経過した、いわゆる長期未着手都市計画 道路、これを対象としてございます。見直しは「都市計画道路見直しガイドライン」に示す問題点や 手順に基づき行うこととしておりまして、その問題点をここに①から⑪に記載しているところであります。例えば「街並み喪失」、これは、歴史的・伝統的建造物などが都市計画道路整備の支障となっていたり、都市計画道路整備により既存の街並みが喪失したり、あるいは地域分断が想定される場合など、見直しを検討することとしております。また、⑥の「交通需要」とは、いわゆる将来交通需要の変化に伴いまして、計画の再検討が必要な場合と、こういったことになっております。

本日は、こういった手順で見直しの検討を行いました結果、都市計画変更が必要となった、「栗原都市計画道路」と「大崎広域都市計画道路」の変更案につきまして、御審議をお願いするところであります。

それでは、まず、「栗原都市計画道路の変更について」、御説明いたします。

議案書に移りまして、6ページをお開きください。

都市計画道路3・5・17「金成石越線」を「金成若柳線」に名称を改めまして、他2路線とともに変更するものであります。

ゴシック体で強調している箇所が変更点でございます。

都市計画道路3・4・2「源光町田線」につきましては起点位置を変更し、一部区間を廃止するものでありまして、それに伴い延長を約2,450 mから約1,910 mに変更いたします。また、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に併せまして、2車線とするものであります。

都市計画道路3・4・7「石越駅四ツ谷線」につきましては終点位置を変更し、一部区間を廃止するものでありまして、それに伴い延長を約3,300 mから約2,840 mに変更いたしまして、車線数を2車線と定めるものであります。

都市計画道路3・5・17「金成若柳線」でありますが、これにつきましては終点位置を変更しまして、一部区間を廃止するものであります。それに伴いまして、延長を約9,600 mから約8,150 mに変更いたしまして、名称を「金成石越線」から「金成若柳線」に変更するものでありまして、車線数を2車線と定めるものであります。

変更の理由でございますが、栗原市の都市計画道路は、昭和 40 年代に計画決定されたものがそのほとんどでございまして、その後の市街地の変遷、社会経済情勢等の変化により、必ずしも円滑に整備が進捗していないという状況となってございます。今回、栗原市の都市計画道全体につきまして、改めて、その必要性や配置、規模等の検証を行いまして、都市計画の変更を行うとしたものであります。 議案書の7ページをお開き願います。

こちらは、栗原都市計画区域の内、築館地区の図面となってございます。

図面上が北側,いわゆる岩手県方面,下が南側,仙台方面となっております。図面の右上から左下に通っておりますのが,東北縦貫自動車道,用途地域の西側を巡っておりますのが,国道4号,東側を通っておりますのが,国道4号の築館バイパス,このようになってございます。

対象の「源光町田線」でございますが、これは、国道398号との交差点の栗原市築館源光を起点と

いたしまして、市街地を南下し、築館バイパス及び東北自動車道の下をくぐって南東に進み、栗原市 築館字照越町田の玉沢小学校付近に至る路線となってございます。この「源光町田線」の後に決定し た都市計画道路「国道幹線」、いわゆる国道 4 号築館バイパスでございますが、これにより通過交通の 転換が見込まれたために、国道 398 号と都市計画道路「一迫南線」の区間を廃止するものであります。 参考資料に移りまして、その 3 ページを御覧ください。

議案書に戻っていただきまして、議案書8ページを御覧ください。

こちらは、栗原都市計画区域の内の、若柳地区の図面となってございます。

図面左側が,築館方面,右側が登米市の石越,迫方面となります。若柳市街地の用途地域の真ん中 を北西から南東に貫流しているのが,迫川でございます。

図面右真ん中に旗上げしております「石越駅四谷線」は、石越駅付近の登米市石越町南郷字西門沖を起点とし、追川左岸の若柳市街地を西側に進み、市街地の西側で追川を渡る、都市計画道路「新山福岡線」、これに至る路線となってございます。後ほど、栗原市決定の道路変更についてご紹介いたしますけれども、この終点部の「新山福岡線」につきましては、将来交通量の減少などから、追川の橋梁を取りやめまして、追川左岸部分、すなわち「石越駅四谷線」との交差点部分については都市計画道路を廃止することとしてございます。従いまして、「石越駅四谷線」につきましては連結する都市計画道路が無くなってしまうこと、また東西の交通量については、北側の「金成若柳線」が受け持ち、

「石越駅四谷線」の将来交通量の減少が見込まれることから、都市計画道路の「川北川南線」から終点側、西側の部分については、一部整備済みの区間を除き、廃止するものであります。なお、栗原市で、廃止区間の住居系の用途地域部分につきましては、地区計画等による規制誘導によりまして、区画道路等を配置することを検討してございます。

次に「金成石越線」改め「金成若柳線」につきましては、図面左上の、国道 4 号金成小迫原岸を起点といたしまして、東北縦貫自動車道の若柳金成インターチェンジ付近を経由し、若柳市街地の北側を迂回いたしまして、石越駅周辺の登米市石越町南郷字舘前までの路線となってございます。今回、終点付近の、「石越駅四谷線」と平行する区間につきましては、将来交通量の減少によりまして、石越と若柳間の交通量を「石越駅四谷線」の一本のみで賄うことができるという結論となったことから、「石越駅四谷線」との交差点から終点部について、廃止するものであります。

参考資料3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの右側の図面は「石越駅四谷線」「金成若柳線」の変更箇所のアップ図となっております。御 確認いただきたいと思います。

なお、栗原市では、県決定の道路とともに、市決定の道路と用途地域を変更することとしてございます。このうち、県決定の案件と関連がございますので、栗原市決定の道路について、御紹介させていただきます。

参考資料4ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、築館地区の図面となってございます。議案書 7 ページの図面の北側、迫川より北側のアップ図面となってございます。

築館地区の北側の市街地を東西に横断する、都市計画道路3・4・4「桜町線」は、市街地と国道4号築館バイパスとのアクセス強化のために、築館バイパスまで終点を延長する計画としております。その「桜町線」と国道4号を南北に繋いでおります、都市計画道路3・4・5「川北線」、これにつきましては、本路線周辺の用途地域を、工業地域から第一種住居地域に変更するために、大型車を見越した幹線道路が不要となったため、都市計画道路を廃止するものあります。

参考資料5ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、若柳地区市街地のアップの図面となってございます。

若柳市街地の南側を通ります,都市計画道路3・4・8「新山十文字線」は,先ほど県決定で御説明しましたとおり,終点部分「金成若柳線」が廃止されるために,終点を北側の「石越駅四谷線」まで延伸するものであります。

若柳市街地東側で、先ほどの「新山十文字線」と「金成若柳線」を南北に繋ぐ、都市計画道路3・4・10「我門橋元線」につきましては交通量の減少から、「金成若柳線」と平行いたします「石越駅四谷線」より北側部分の一部を廃止するものであります。

若柳市街地の西側で迫川を渡ります,都市計画道路3・4・11「新山福岡線」でございますが,これは将来交通量の減少などから,迫川の橋梁を取りやめまして,都市計画道路「新山下町線」より北側を廃止することとしております。

最後に、若柳中心部の都市計画道路 7・6・1 「若柳駅元町線」でございますが、これはくりはら 田園鉄道が廃止されまして、駅へのアクセス道としての機能が不要となったため、一部区間を廃止す るものであります。

以上で議案第2269号の説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

- ○牛尾議長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、かなり路線が込み入って、皆様にお わかりにくい部分があったと思いますけれども、委員の皆様から何か御質問・御意見がございま したら。ではどうぞ。
- ○仁田委員 いくつかあるんですけれども、最初の、参考資料の1ページの、今まで都市計画の未整備地区が残念ながら30%弱くらいあると。この数字見てびっくりしたんですけれども、いずれその中に、下段の、震災復興計画に基づき見直し中とか、見直し保留中、これがずいぶんあるようなんですけれども、この大きな原因に、私は次のようなことがあるんじゃないかなと、ひとつ思っているんです。それは、復興庁あたりの復興は原形復旧ですよという話をされているんですね。ところが市町村によっては、例えば片側1車線を片側2車線にしてほしい、避難道路とかを造るのに。そのような話を市町村辺りがやると、なかなか復興庁とか、県とのいろんな話し合いの中でも、妥協ができないので保留という。私はこれは、とんでもないことだなと。せっかく復旧するのに、50年後100年後を考えるべきで。道路というのは、生活道路もあれば避難路にもなる、通学道路にもなる、何にでもなるわけですよ。ですからその辺の見直しを、これは県だけではできないので、国の方にもがっちり要請をしながら、市町村なりその地区の意向を。よく県は

こんなことを言う。例えば道路網を見直す場合には通行量,これを測定してある程度以上にならないと2車線にできないとか。そんなことじゃないんですよ。特に三陸沿岸は,このとおり千年に一度の被災を受けて,まあ80年から120年くらい,宮城県がいろいろ復旧で策定している中にも,そういったこともあるから臨機応変に,市町村なり,地区の要望に答えられるべきことをやらないと,このとおり整備率がどんどん,まあ下降はしないだろうけれども進まないと言うことなんだろうと思うけれども,いかがでしょうか。

- ○牛尾議長 事務局, いかがですか。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) 今回の案件は内陸部が多くて、たまたま震災の影響がある意味なかったんですが、こちらの1ページにも書いておりますように、被災市町の方では避難路も含めた計画をしているところでございます。各市町で、避難路の設定につきましては、それぞれの市町の避難の計画を整理する中で御検討されているところでございまして、県としても、極力復興庁に認めていただけるようにお願いをしているところでございまして、また幅員の変更も、例えば今回、道路を車で逃げて、というところもございますので、なるべく広い幅員を確保できるように復興庁にも働きかけているところでございます。その全てを認められているわけではございませんけれども、県の考え方も十分理解していただいておりまして、これからも被災市町と一緒になりまして、避難路も含め、あるいは地域間の連絡道路も含めて、その地域にあった都市計画道路のみならず道路の整備につきまして、市町と一緒に進んでいきたいというふうに思っております。その中で、都市計画道路の変更が必要であれば、また併せて行っていきたいというふうに思っております。
- ○牛尾議長 よろしいですか。
- ○仁田委員 今の課長の答弁でいいんですけれども、震災を契機にして、50年100年後の計画を作るとすれば、震災の後に、ある地区では、まあ名前は言いませんけれども、こないだも津波警報が出ました。マグニチュード5ぐらいの震源だったろうかな。そのときにもう案の定、すでに1車線のところは車が数珠つなぎになって、もう混乱状態。そのときに2車線というのは、例えば片側にやむを得ず停めなければならない車があっても、2車線で逃げれるから、結構いいんですよ。だからやはり、その地区なり市町村の、50年後100年後の大計で話を受けたら、例えば海水が達していないとか、そういうことじゃなく、今回作るのには、そういう避難路を含めた防災の観点もある訳ですから、是非国の方にもよく話をして、理解をもらってください。以上です。
- ○牛尾議長 長谷川委員どうぞ。
- ○長谷川洋一委員 先程の課長の説明の中で、参考資料の1ページの、「3.検討状況」の中に、今県内は、35の市町村があると思いますが、この表の数は33ということですので、後の2つの市町村は、例えば都市計画区域がないとか、その辺の状況をお知らせいただきたいというふうに思い

ます。それから、「2. 県内の都市計画道路の整備状況」ということで、「計画延長等」あるいは「計画延長に対する割合」ということでありますが、改良済みが52.5%ということですが、これは県の指定、あるいは市の指定と分かれるということですが、それらを含んでの延長の割合なのか、その辺を確認をしたいというふうに思います。それから栗原の都市計画道路の変更ということで、3本あがったんですけど、栗原1箇所、志波姫1箇所、若柳1箇所ですが、栗原は、どの程度の整備率に今の段階であるのか、それからこの3本については、もちろん市と県が共同して今回見直すわけですが、これらの3箇所については、いつ頃段階で整備が進められることが想定されているのか、以上確認をしたいと思います。

- ○牛尾議長 3点につき,事務局お願いします。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) まず、その他の2地区。例えば七ヶ宿とかございますけれども、御指摘のとおり、都市計画を持っていないところでございまして、見直し作業不要の大郷は都市計画道路がないということでございまして、ほとんど、都市計画道路を持っているところは見直し作業予定、若しくは震災の影響で少し保留はしてございますけれども、そんな状況でございます。それから整備率につきましては、これは県道、市道も含めた、県決定も含め、いわゆる都市計画道路としての整備率ということでございます。それから3点目の、各市町の見直しの状況でございますが、これはもう、震災前から具体な作業に着手してございまして、当然議会も含めて、整理をしているところでございます。それから、各地区では、パブリックコメントなども行いながら、それぞれ地区ごとの説明をしたところでございます。それから、栗原の見直しの、例えば源光町田線は、あと2、3年で見直し区間のところまではタッチはできるかなというふうに思っております。あと、この石越駅四谷線、これはもう概成してございます。
- ○長谷川洋一委員 栗原の整備率というのは、今の段階でわかるものかどうか。それから3.5. 17 は。3.4.2 は2,3 年先という話と、3.4.7 は概成済みということですが、3.5. 17 は、どうなんでしょうか。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) すみません,整備率は,少しお待ちください。今手許にございません。それからバイパスについては,26年度に完成を予定してございます。整備率は,すみません,今調べますので,後ほど。
- ○牛尾議長 では整備率については後ほどということで、よろしくお願いします。
- ○牛尾議長 他に委員の方,何か御質問なり御意見なり,いかがでしょうか。 よろしいですか。それでは,御質問が出尽くしたようですので,お諮りしたいと思います。 議案 2269 号について,原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○牛尾議長 ありがとうございます。では御異議ないものと認め、本案件につきましては原案のと おり承認することに決定いたします。

議案第2270号 大崎広域都市計画道路の変更について

- 〇牛尾議長 次に、議案第2270号「大崎広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。 事務局から議案の内容を説明願います。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) それでは,議案第 2270 号「大崎広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願いたいと思います。

都市計画道路3・4・203「新町小牛田停車場線」を3・4・203「山の神小牛田停車場線」に、3・4・204「石巻酒田線」を3・4・204「山の神西原線」に、3・5・205「小牛田停車場松山線」を3・5・205「小牛田停車場素山線」に名称を改めまして、内容を変更するものであります。ゴシック体で強調している箇所が変更点でございます。

都市計画道路3・4・203「山の神小牛田停車場線」は、起点位置を変更いたしまして、それに伴い延長を約2,070 mから約1,330 mに変更するものであります。また、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に併せまして、2車線と定めるものでございます。

都市計画道路 $3 \cdot 4 \cdot 204$ 「山の神西原線」は、起点、終点位置を変更いたしまして、それに伴い延長を約 920 mから約 1,240 mに変更するものであり、併せて車線数を 2 車線と定めるものであります。

議案書11ページをお開き願います。

都市計画道路3・5・205「小牛田停車場素山線」は、起点、終点位置を変更いたしまして、それに伴い延長を約930mから約830mに変更いたします。車線数は2車線と定めます。

また、都市計画道路3・6・209「素山化粧坂線」を廃止するものであります。

変更の理由でございますが、美里町の都市計画道路は昭和34年に計画された道路網が現在の原型となってございまして、その後、国道108号小牛田バイパスの追加など以外は、大きな変更を行っておりませんでした。

そこで、今回、社会経済状況の変化に対応いたしまして、美里町の都市計画道全体について、 改めて、その必要性や配置、規模等の検証を行いまして、一部路線を廃止するとともに、路線の 名称の変更や、起終点の変更などの再編を行うこととしたものであります。

議案書12ページをお開き願います。

こちらが, 大崎広域都市計画美里町の図面となっております。

図面左側が、大崎市の旧古川市方面、右側が涌谷町方面となっております。

図面上に江合川が、下に鳴瀬川が左手側から右手方向に流れております。

また、図面真ん中を南北にJR東北本線が、東西に国道 108 号バイパスが通っておるところであります。

美里町市街地を南北に通ります,都市計画道路3・4・203「山の神小牛田停車場線」は,江合川沿いの「石巻酒田線」との交差部,美里町牛飼字新町を起点といたしまして,小牛田駅付近の美里町字藤ヶ崎一丁目を終点としておりますけれども,路線を再編いたしまして,起点を国道108号バイパスとの交差点,美里町牛飼字義見塚に変更いたします。

図面北側の都市計画道路 3・4・204 号「山の神西原線」は、江合川沿いの「石巻酒田線」を変更し、図面のとおり、国道 108 号から江合川沿いに至ります道路に再編するものであります。「石巻酒田線」につきましては、元々は国道 108 号となってございまして、広域的道路として計画されておりましたけれども、国道 108 号バイパスが整備されたことによりまして、いわゆる地区内の道路として位置づけられておりました。今後の交通量の減少に伴いまして、地区内の道路ネットワークを再考し、一部区間を廃止するものであります。

小牛田駅から南側の都市計画道路3・5・205「小牛田停車場素山線」は、小牛田駅西側の「小牛田停車場松山線」と「素山化粧坂線」を再編し、図面のとおり、1本にするものであります。「小牛田停車場松山線」の小牛田公園付近の廃止区間につきましては、地形的要因や沿道利用の

参考資料6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは変更箇所のアップ図面でございます。

困難性などから、廃止するものであります。

左側の図面を御覧ください。

「山の神西原線」の廃止する区間は,東方面に向かう町道南小牛田線を補完する地区内道路と 計画しておりましたけれども,交通量の減少により廃止するものであります。

右側の図面を御覧いただきたいと思います。

「小牛田停車場松山線」の廃止区間は、町道として片側歩道の道路は既に整備されておりまして、地形的に起点側から山の斜面に沿って下っていく形態となっているために、現都市計画決定の幅でさらに整備を行いますと、沿道利用ができない上に、支障物件等の課題が多いために、廃止するものであります。

以上で議案第2270号の説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○牛尾議長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か、御意見・御質問がありましたら、 よろしくお願いいたします。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第2270号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○牛尾議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

- 議案第 2271 号 白石都市計画区域, 角田都市計画区域, 蔵王都市計画区域, 大河原都市計画 区域, 村田都市計画区域, 柴田都市計画区域, 川崎都市計画区域及び丸森都市 計画区域の変更について
- 議案第 2272 号 白石都市計画区域, 角田都市計画区域, 蔵王都市計画区域, 大河原都市計画 区域, 村田都市計画区域, 柴田都市計画区域, 川崎都市計画区域及び丸森都市 計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更について
- 議案第 2273 号 白石都市計画,角田都市計画,蔵王都市計画,大河原都市計画,村田都市計画,柴田都市計画,川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更について 議案第 2274 号 川崎都市計画公園の変更について
- 議案第 2275 号 白石都市計画, 角田都市計画, 蔵王都市計画, 大河原都市計画, 村田都市計画, 柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の変更について

議案第2276号 角田都市計画河川の変更について

○牛尾議長 次の審議に移りますけれども,第 2271 号から第 2276 号までの議案は,いずれも県南部地区における都市計画区域の再編に関するものですので,事務局には,第 2271 号から第 22 76 号までの議案をまとめて説明していただいて,審議については,一括として行うこととしたいと思いますが,この議事の進め方について,いかがでございましょうか。委員の皆様から,御質問等はございますか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

- ○牛尾議長 よろしいですか。それでは、第 2271 号から第 2276 号までの議案内容の説明について、 事務局からまとめて説明をしていただき、議事については、一括審議といたします。 では、事務局の方から説明をお願いいたします。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) 議案の説明の前に,前の議案で,栗原市の整備率,それから美里の整備率について御質問がございました。まず栗原市の整備率でございますが,65 %でございます。それから美里町につきましては,61 %,こういった数字になってございます。以上報告いたします。

それでは議案第2271号から議案第2276号を、一括で御説明申し上げます。

まず、議案内容の説明の前に、都市計画区域の再編の全体像とこれまでの変更の経過などにつきまして、御説明申し上げます。

都市計画の区域につきましては、必ずしも、いわゆる行政区域単位で行われるものではなくて、

現実の市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮いたしまして、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が、相当程度その中で充足できる範囲で設定することとされてございます。

現在の都市計画区域の枠組みが定められたのは、昭和 40 年代でございますけれども、それ以降、モータリゼーションの進展によりまして、住民が通勤通学や買い物などで日常的に移動する範囲が拡大していること、さらには、いわゆる「平成の大合併」により市町村の統合が急速に進んだこと、これなどを受けまして、県では、平成 18 年から都市計画区域再編に係る調査を開始し、その結果を踏まえながら、都市計画区域の再編と、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の変更を行ってきたところであります。

参考資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

具体的には、一番上の四角囲いとその下の表にありますとおり、平成22年5月までに、線引き都市計画を従来の3つから「仙塩広域都市計画」と「石巻広域都市計画」の2つに、県北の16の非線引き都市計画を「栗原都市計画」「登米都市計画」「大崎広域都市計画」の3つの都市計画に再編したところであります。

残っておりましたのが、表と図面で緑と黄色で表現してございますけれども、本日御審議いただきます、県南の8都市計画区域と、同じく県南の「亘理都市計画」「山元都市計画」、県北沿岸の「気仙沼都市計画」「志津川都市計画」となっております。このうち、4つの沿岸市町は、いわゆる東日本大震災で甚大な被害が発生していることから、それぞれの市町が現在、震災復興計画に基づきまして、復旧・復興事業を進めているところであります。通常の都市計画上の検討、手続きは、そういったことから当面見送っているところであります。

県南地区の都市計画区域の再編については、平成22年12月の第154回審議会におきまして、課題や検討のスケジュール等を御説明いたしました後、平成23年10月の第156回審議会におきまして、都市計画基礎調査等を基にした都市計画区域の再編案を、御説明してきております。

その後,関係市町村と,市町村マスタープラン,総合計画,国土利用計画との整合を調整しながら,意見照会・回答を経まして素案を作成し,10月には住民説明会を開催してまいりました。

なお、本日は、都市計画区域の再編と都市計画区域マスタープラン、さらには関連する道路・ 公園・下水道・河川の名称変更など合わせまして6件の議案について御審議をしていただきます けれども、効率的な審議を進めるために、名称の変更などの説明は極々簡単なものといたしまし て、区域の再編とマスタープランの内容を中心とした御説明となることを御了承いただきたいと 思います。

それでは初めに、議案第2271号「白石、角田、蔵王、大河原、村田、柴田、川崎及び丸森の各都市計画区域の変更について」を御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

「都市計画区域」とは、市町村の中心の市街地を含み、人口、土地利用、交通量など自然的・ 社会的条件を勘案しまして、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があ る区域を定めるものであります。

今回,「白石・角田・蔵王・大河原・村田・柴田・川崎・丸森」8つの都市計画区域を一つの区域に統合し、名称を「仙南広域都市計画区域」に変更するものであります。

「4 変更の理由」でありますが、仙南地域の都市計画区域は、昭和40年代の変更を最後に大

幅な見直しは行っておりませんでしたが、その間、高度経済成長期から安定成長期にかけての市街地の拡大、東北自動車道、山形自動車などの高速交通網の整備など、様々な社会状況が変化しておりました。このような状況の中で、県では平成22年度より都市計画基礎調査を実施いたしまして、現状の市街地の広がりや住民の通勤通学圏などの生活圏域などを考慮し、今後の都市活動に必要な土地や施設が、相当程度充足できる範囲を検討しました結果、各都市計画区域が一体の都市計画として整備、開発及び保全する必要があると判断したため、都市計画区域を統合し、ひとつの都市計画区域として指定することとしたものであります。

15ページをお開き下さい。

今回,変更を行う区域を掲載しております。

左側の位置図を御覧ください。図の赤い線で囲まれた区域が都市計画区域を変更する区域となります。都市計画区域の中央部を南北方向に青色の実線で表示しております「東北縦貫自動車道」が通っておりまして、村田ジャンクションから西に延びているのが「東北横断自動車道酒田線」いわゆる「山形自動車道」となっております。

右側の区域図を御覧いただきたいと思います。

凡例に記載のありますとおり、赤の1点鎖線が「変更後の都市計画区域」、黄色が「現行の都市計画区域境界」、赤色の四角囲いが「変更後の都市計画区域名称」、黄色の四角囲いが「変更前の都市計画区域名称」を表しております。

今回,「川崎都市計画区域」7,312ha,「蔵王都市計画区域」4,713ha,「白石都市計画区域」6,498ha,「村田都市計画区域」6,775ha,「柴田都市計画区域」3,200ha,「大河原都市計画区域」2,501ha,「角田都市計画区域」3,612ha,「丸森都市計画区域」1,927haを統合し,「仙南広域都市計画区域」36,538haに変更するものであります。

次に,議案第2273号「白石,角田,蔵王,大河原,村田,柴田,川崎及び丸森都市計画区域の整備,開発及び保全の方針の変更について」を御説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」。これでございますが、これは概ね20年後の人口や産業等の見通しを示し、目指すべき都市像を明らかにしまして、都市づくりの基本的方向性を定めるものとなっております。

今回,只今御説明いたしました新たな「仙南広域都市計画区域」に対応するため別冊1にありますが,「仙南広域都市計画区域の整備,開発及び保全の方針」のとおり変更するものでございます。

「2 変更の理由」を御覧願います。

広域的観点から各市町の役割分担と連携を行って、合理的に都市計画を進め、各市町における総合計画、国土利用計画等基本構想の内容を踏まえると共に、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れまして、人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市を形成するために変更するものであります。

ここで議案書別冊1,「仙南広域都市計画区域の整備,開発及び保全の方針」を御覧いただきたいと思います。

別冊1の表紙をめくりまして目次を御覧いただきたいと思います。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「都市計画の目標」、「区域区分の有無」、「主要な都市計画の決定の方針」、これを定めることとなってございます。

2ページ目をお開き願います。

まず,都市計画の「目標年次」は,平成42年としております。「都市計画区域の範囲及び規模」は,先ほど説明いたしました36,538haとなっております。人口は平成42年には120,000人になると予測してございまして,平成22年の約147,000人から約27,000人減少すると推定してございます。

5ページをお開き願います。

本区域の都市づくりの基本的な考え方といたしましては、都市圏間の交流の促進、地域間ネットワークの充実等による「連携による個性を活かした地域づくり」、また、蔵王連峰と調和した田園・里山景観の保全・向上、広域交通利便性を活かした工業集積地の形成等による「魅力ある産業地づくり」、さらに、防災及び大規模災害時対策の拡充、良好な住環境の形成等による「安全で質の高い生活空間づくり」を掲げまして、本区域の将来像を「地域の魅力を高め合い、圏域内外の人と文化が交流する、県南部の広域生活圏の形成」としております。

次に10ページをお開き願います。

本区域の土地利用ゾーニングを示しております。

仙南地域全域に対しまして、図の赤い点線で囲まれた区域が都市計画区域となっております。 この中に都市中心を表す大小の赤い丸が配置されておりますが、この都市中心間を東北自動車道 などの自動車専用道路、国県道などの「都市連携軸」で結び、連携することとしております。

土地利用ゾーニングにつきましては、蔵王連峰と一体的となった美しい景観を演出する重要な 景観形成要素であります「田園」の保持、継承を図り、既存集落等について郊外部にふさわしい 潤いとゆとりのある住環境の形成を図る「田園・集落共生ゾーン」を配置するとともに、特に村 田町中心、柴田町中心、大河原町中心、白石市中心、角田市中心はピンク色の「市街地ゾーン」 に位置づけまして、都市的利用への転換を誘導、推進することとしてございます。また「田園・ 集落共生ゾーン」の周辺に広がる山地部等を「自然環境保全・活用ゾーン」として位置づけ、地 域に関わる人々の身近な自然地等として、その保全、活用を図ることとしてございます。

次に11ページを御覧願います。

いわゆる区域区分, すなわち「市街化区域及び市街化調整区域の区分」, の決定の有無でございますが, 本区域は, 今後, 無秩序な市街化が進行する可能性が低いことから区域区分は定めないとしたものであります。

12ページからは、「主要な都市計画の決定の方針」を定めておりまして、12ページには土地利用、15ページには都市施設、18ページには市街地開発事業、19ページには自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を定めております。これらの方針を総括して図化したものが21ページの「付図」となっております。下に凡例が表示されておりますので御覧いただきたいと思います。赤の実線はおおむね10年以内に実施予定の道路を、赤の二点鎖線は市街地開発事業、緑の二点鎖線は都市計画公園等を表しているものであります。

次に,議案第2273号「白石,角田,蔵王,大河原,村田,柴田,川崎及び丸森都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

都市計画区域の変更に伴いまして、関連する都市計画道路の名称を変更するものであります。 表の左側が変更前の、右側が変更後の名称となりまして、変更箇所は太字とアンダーラインで 表示しております。変更のある番号は新しい都市計画区域における通し番号となるため変更する ものであります。市決定を除いた 38 路線が県決定となります。

20ページをお開き願います。

白石都市計画区域で変更する道路の位置を表示しております。右下に凡例が記載されておりますように、黄色が変更前の名称、赤書きが変更後の名称となります。同じように 21 ページには角田都市計画区域、22 ページには蔵王都市計画区域、23 ページには大河原都市計画区域、24 ページには村田都市計画区域、25 ページには柴田都市計画区域、26 ページには川崎都市計画区域、27 ページには丸森都市計画区域の変更箇所を示しております。

次に、議案第2274号「川崎都市計画公園の変更について」を御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

都市計画区域の変更に伴いまして、関連する都市公園の名称を変更するものであります。

表の左側が変更前,右側が変更後の名称となり,変更箇所は太字とアンダーラインで表示して おります。

30ページには都市公園の位置を表示してございます。

次に,議案第2275号「白石,角田,蔵王,大河原,村田,柴田及び丸森都市計画下水道の変更 について」の御説明を申し上げます。

議案書32ページをお開き願います。

都市計画区域の変更に伴いまして、関連する都市計画下水道の名称を変更するものであります。 同様に、表の左側が変更前、右側が変更後の名称となります。

33ページにつきましては下水道の図面となってございます。

次に、議案第2276号「角田都市計画河川の変更について」を御説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

都市計画区域の変更に伴いまして、関連する都市計画河川の名称を変更するものであります。 表の左側が変更前、右側が変更後の名称であります。

36ページには都市計画河川の位置を表示してございます。

以上議案第2271号から第2279号の6件について御説明しました。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしくお願いいたします。

- ○牛尾議長 ただいまの説明にありましたように、白石、角田、蔵王、大河原、村田、柴田、川崎、 丸森、8つの都市計画区域が仙南広域都市計画区域に変更ということに伴って、整備、開発及び 保全の方針が変わるということと、名称の変更が必要になるということについての、御説明が一 括して行われましたが、何か、御質問なり御意見なりありましたら。どうぞ。
- ○仁田委員 さきほど、仙北の栗原の方の案があって、くくりとしては栗原市エリア、それに大崎

か。あっちはああいうふうに市で個別にやっていて、仙南だけをこういうふうに大幅に括った、その要因はどういうことなんだろう。やっぱり整備しやすいのかな。まあ逆に、地元の議員はそれでいいといっているようだから反論はないんだろうけれども、いずれ、各市町村というのは都市計画含めて、まちづくりの中で、いろんな特色があるまちづくりとかやろうとしているわけで。そういう中でこういう形で大きく括った、大きな理由。なんだか前段の理由ではあまり判然としないし、今後こういうふうにして仙北の方もやっていくという方向なのか、国に対するいろんな予算要求、いろんな面でも便利なのか。その辺、私は市町村の、まだまだ大同合併しているわけじゃないから、その辺の特殊な、やっぱり市町村は市町村くくりでやっているわけで、その辺の持ち味のようなものが薄れちゃうのかなと思うけれど、大きな理由はあるんですか。

- ○事務局(櫻井都市計画課長) 県北の方はですね,いわゆる合併を機に大きな括りをしたところ であります。都市計画も、そういった形で整理を今までしてきたと。南の方なんですが、御指摘 のとおり、まだ合併が進んでいないなかで、それぞれをまとめる意義があるのかという御質問だ と思います。都市計画の場合は、先程申しましたとおり市毎に定める都市計画マスタープランも ございますが、生活圏をざっと見た場合においては、仙南なんですけれども、やはり今のくくり で、人とかモノとか、経済の交流が進んでいるようでございまして、都市計画を全体としてみた 場合はその方が論理的であろうというような判断がひとつであります。御指摘のとおり、それぞ れの市町のまちづくりのあり方というのは、それぞれの特色があってしかるべきだろうというふ うに我々も思っているところでありまして、それに沿った形でそれぞれの市が個性のあるまちづ くりを進めていくのは、これはこれで可能であろうと思っておりますし、取組についてもそれぞ れの市町でマスタープランを個別にまた定めることができますので、我々としても、まあ金太郎 飴ということではないんですが、そういったまちづくりにならないように、それぞれの町にあっ た景観も含めて、都市計画が成立できるようにお手伝い申し上げたいと思っております。ただ、 都市施設でありますとか、あるいはそういった、全体的な範囲で、大きな目で見た方が都市計画 としてはより効率的ではないかという御提案を各市町にしたところ、各市町からも、今回の場合 は異論もなく全体で見ていこうという話があったということでございます。
- ○牛尾議長 なるべく,特定の委員の方に意見が偏らないようにしたいと思いますので,他の委員 の方の御意見も,もしありましたらいかがでしょうか。
- ○仁田委員 今の質問の続きですから。
- ○牛尾議長 では、どうぞ。
- ○仁田委員 どうぞ皆さんも、発言された方がいいと思いますよ。私は疑問があるから、委員として話しているんですから。特定の委員に偏るというのは、僕は違うと思います。

まず大事なことは、宮城県一体的な都市計画というのは必要なんですよ、これは。ところが、県北の方からいわせると、いま栗原が何市町村一緒になったと、でもこの括りは大きいんですよ。

角田からこっちまで全部だから。だからそれとは該当しないんで、今後県の方針として今課長が 言われた方向を進めるということであれば、私はいいんじゃないかなと思うけれども。一地区に 偏っちゃうとまずいかなと。そういうことで、各市町村の特殊性は、まだ合併してないわけだけ れども、大事にしてください。

- ○牛尾議長 では,長谷川委員。
- ○長谷川洋一委員 私は、角田・丸森選出なので関わりがありますし、仁田委員の御質問なりとも関連いたしますが、今段階でも仙南では消防からゴミ処理から、一本でやっているということがひとつ。それから仙南という括りでの人口は今15万弱ということで、これからさらに人口減少が見込まれるという状況からしてですね、しかも東には常磐道、それから西には東北道などもありますが、それに対するアクセスも整備されつつあります。そういったときに、一市町村だけでは道路は、そういったものとのアクセスができないわけですね。あるいは川についても同じでありますし、水道も結局はみなつながっているわけです。そうしたときに、単独の一市町村、平均すれば1万そこそこの人口になりますので、その力というのはやはり弱いんですね。そういった意味でやはり、行政体が一緒になって、力を合わせて運動していく中で、こういったものの整備率を上げていくと、いうものも当然必要な時期に来ているなあというふうに思います。そこでひとつ聞きたいんですけど、都市計画区域を全体広げて、角田、丸森、また例えば柴田の、大きな三桁国道、そういったものの都市計画道路をそれぞれの市町村がやってますが、それを、こういった括りの中に、しっかりと位置づけをして、そして早い段階で整備率を上げていく、そういったことも、この括りに入ることによって進んでいく可能性はあるのかなという、そういった思いもあるんですけど、その点は県としてどのようにお考えなのか、確認をしたいと思います。

(16:10 内海委員が退席)

- ○事務局(櫻井都市計画課長) 今回の都市計画区域の見直しは、いわゆる全体を一体でとらえた 方がいいだろうという提案でございまして、それと、整備の促進が直結するかというと、それは イコールにはならないと思っているんですけど、ただ、効率的な整備でありますとか、それぞれ の市町が、都市計画道路ひとつとっても、あるいはまちづくりひとつとっても、下水道ひとつと っても、全体をひとつにとらえてより効率的に、スピードアップを図るという観点においては、 整備の促進もひとつの位地にはなるのかなという気がしております。基本はやはり全体を一体で 見た方が都市計画としてはより効率的であり、いいであろうということでございますので、結果 的にそれが整備の効率化につながるということは、ひとつあろうとは思っております。
- ○牛尾議長 今のに対して、いかがですか。
- ○長谷川洋一委員 考え方は、グローバルに考えて、それぞれの市町村がローカルにしっかりとやっていく。そしてまた連携をとってグローバルに行動を起こしていくというのが、やはり必要な

のかなというふうに思いますので、この点については私も了解をしますし、いろいろな意味で御 指導をしていただきたいというふうに思います。

- ○牛尾議長 他の委員の方どなたか、御意見は。どうぞ。
- ○大山委員 「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (別冊1)」についての御質問なんですが、19ページの(4)に、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」とありまして、「基本方針」に「人と自然が共生する美しい都市の形成を目指す。」というものが謳われていて、この実施に当たって、20ページなんですけれども、「③主要な緑地の確保の目標」とタイトルがついているんですが、ちょっと内容が分からないので、例えば具体的にどの程度の割合の緑地として確保していくのか、そういったことが見えないので、御説明いただければと思います。
- ○牛尾議長 用意はありますか,事務局に。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) この,整備,開発及び保全の方針のところでの,ここの目標につきましては,具体的な整備の事業を掲げておりまして,具体的にどこまで,どう行った緑地を何ha確保するのかということは,具体的には数値としては定めてございません。ただ,保全の方針の中で,こういったエリアについては,なるべく自然を保全しながら,その中で活用していくと,こういったことを記述させていただきました。従いまして,緑地比率をどのくらいにするとか,そういったところは今回,この保全の方針には書いてございません。
- ○大山委員 追加質問ですけど、この「みちのく杜の湖畔公園」というのは、緑地の確保について の事業なんでしょうか。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) 杜の湖畔公園は、エリア的にいろいろございまして、今整備をするのは里山の公園でございまして、里山を残しながら、その間を遊歩道を造りながら少し観ていくとか、そういった整備をするところです。大々的に整備をしているところと反対側に里山エリアというのがございまして、その整備を今後、あと2年位で終わるかと思うんですけれど、そこの部分でございまして、今回、その事業として書かせていただいたというところでございます。そういう意味においては、手つかずのまま里山、緑を保全しつつ、利活用するというような事業だということを記述させていただきました。
- ○大山委員 これは例えば、緑地を多くの人たちが里山について観察、自然とのふれあいというような目的であって、もしかしたら緑地の確保ではないのかも知れない、というふうに思いましたので。
- ○牛尾議長 突然ふるわけではないんですけれども、地方整備局の方が出席されていて、これは国

が事業主体ですよね。もし補足の説明がいただけるならば。

- ○徳山委員代理(大場義行・東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長) 国営公園にした,重要な目的があって,その中で今回事業されるものがどういう目的か確認してはおりません。ただ,確かに,公園の整備目的には,緑地の確保とか里山の交流という目的はあると思います。一般論ですが。
- ○牛尾議長 そうしますと確保の目標として、20 ページにはそういうふうに書いてあるんですけれども、今の状況では、かなり、あいまいというかおおざっぱなかたちですよね。目標という形ではありますけれども。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) この緑地の確保の目標の中に、おっしゃるとおり数値基準として きっちりと掲げてはおらないことは事実でございます。整備、開発及び保全の方針では、他のと ころもそうなんですけれども、具体的に事業を実施するところを記述させていただきました。
- ○牛尾議長 いかがでしょうか。
- ○大山委員 わかりました。できるだけ緑地の確保というのは、今後は前向きに検討していっていただければと思います。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) この整備,開発及び保全の方針は,「保全の方針」という言葉を明確にいったところは,極めて前向きなんですけど,ではどういう,具体に保全するのかということの方法論も含めて記述が必要だという御指摘だと思います。それにつきましても,具体の事業の中で,他の法令も含めて,こちらの中では,非常に漠として書いてあるんですけれども,我々としての都市計画も,この保全の方針も踏まえて,具体的な保全するエリアについては,関係法令に則った形でやっていきたいというふうに思っております。
- ○牛尾議長 他の委員の方、御質問なり御意見なりは。よろしいですか。 今回、広域の都市計画ということで、例えば、地方行政とか、地方自治の御専門でいらっしゃる委員もいらっしゃると思うんですけど、何か、もし御意見がいただければ。
- ○佐藤政典委員 拝見させていただきまして、基本的には都市計画区域の変更がないということで ございますので、先程御指摘ありましたような、個々のまちづくり、個性あるまちづくりという ものには支障ないんだというふうに理解しております。それと、広域的な観点で考え方を統一す る必要があるものについて、今回広域でとらえているということでございますので、都市計画の 見直しとしては、非常によろしいのかというふうに考えております。
- ○牛尾議長 前向きに評価していただけるような御意見も、今出ました。その他、他に何か、御意

見ありますでしょうか。

もし御意見がないようでしたら、お諮りしたいと思います。

議案第 2271 号から第 2276 号までについて、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

○牛尾議長 よろしいでしょうか。それでは御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2277号 特殊建築物の敷地の位置について

- ○牛尾議長 では次に、議案第2277号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。 事務局から議案の内容を説明願います。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) 建築宅地課でございます。よろしくお願いいたします。 議案書37ページ,特殊建築物の敷地の位置について,御説明いたします。

1枚めくっていただいて、38ページ、御覧ください。

まず施設の御説明の前に、付議する根拠法ということで、御説明させていただきます。議案書38ページの下段に、建築基準法の抜粋がございます。建築基準法第51条では、「(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)」として、次のように謳われております。「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と。今回お諮りしているのは、この「その他政令で定める処理施設」ということで、政令で、産業廃棄物処理施設が謳われております。「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」と謳われてございます。この件で、今回お諮りしてございます。なお、この括弧内に関しましては、市町村の都市計画審議会が置かれている場合でございますが、この対象となるものは、都市計画法により、産廃施設ではなくて一般廃棄物処理施設となってございます。

次に、当該計画の許可の必要性について、説明をしたいと思います。申請者は、今回の計画地で、平成22年2月に、一般廃棄物処理施設の許可を受けて、紙くずの破砕、金属くずの圧縮などの再資源化を行っておりますが、今回、既存施設を利用しまして、産業廃棄物に当たる廃プラスチック類の破砕処理を行う工程を加えることから、先程御説明しました、建築基準法第51条の許可が必要となったものでございます。

施設の概要につきまして,説明いたしたいと思います。施設名称は産業廃棄物処理施設,建築 主は名取市飯野坂字南沖 61 番1,協業組合名取環境事業公社 代表理事 伊藤勉様でございま す。施設の位置につきましては、名取市飯野坂字南沖 61 番その他でございます。面積につきましては、4,953.82 ㎡。用途地域は準工業地域となってございます。建築物の構造、規模につきましては、3つほど建物がありますが、構造、階数、面積については、資料のとおりでございます。処理施設の内容及び処理能力につきましてでございますが、許可対象の施設は、廃プラスチック類の破砕を行うもので、その処理能力は、一日あたり 12.792 tということでございます。ここで、大変申し訳ございませんが、資料の訂正をさせていただきたいと思います。括弧に、「6 tを超えるため許可必要」とございますが、誤りでございまして、「5 t」ということで、訂正をさせていただきたいと思います。この施設では、廃プラスチック類の破砕の他に、がれき類の処理、廃プラスチック類の圧縮も同時に行われますが、いずれも許可不要、または許可対象外の内容となってございます。また合わせまして、一般廃棄物中間処理施設ということで、紙くずの破砕、金属の圧縮ということを、従前の許可敷地、後で御説明しますが、それに新たな敷地を加えて営業するということで、これは名取市の都市計画審議会の付議事項となってございます。ちなみに、2月7日、名取市の都市計画審議会の議を経たという報告を受けてございます。処理方法につきましては、破砕機による破砕処理、圧縮機による圧縮処理ということになってございます。。

次に、一枚めくっていただきまして、図面の説明をしたいと思います。議案書 39 ページでございます。左側が位置図でございます。真ん中あたりに赤い四角で今回の敷地の位置を示してございます。国道4号沿い、準工業地域内で、名取市役所の南約1.4 kmに位置してございます。敷地の四周とも準工業地域となってございます。また、周辺には文教施設等はなく、最も近いもので、北の市の図書館まで約700メートルの位置でございます。

右の下の図面でございますが、付近見取図でございます。敷地の周辺には、国道4号の沿道に、各種工場、店舗等が立地してございます。その上の図面でございますが、これは配置図でございます。赤で囲んだ範囲が申請の敷地でございます。建物は東から工場、倉庫、もう一つの倉庫ということでございます。申請敷地の周辺の道路につきましては、北側は6.7 mの道路、西側は4.7 mの道路でございます。その西側にさらに、国道4号がございます。

廃棄物等の搬出入は、市内の大型店舗から出されるペットボトル等を主としまして、トラックによりこの工場に集めて、破砕処理し、塩竈市内のリサイクル工場に搬出するというものでございます。敷地外周には、通学路の指定はございません。

次に、当該施設の環境対策でございますが、まず、処理、これは圧縮、破砕でございますが、これは建屋内で行い、破砕機には集塵機を設置し、粉塵の飛散を防止することにしております。騒音につきましては、外壁は防音性能を高めたものを使用し、さらに破砕機は防音室内に設置しております。水質汚濁関係については、廃プラスチック類の破砕工程において、洗浄粉砕を行いますが、水処理室で浄化し、市の基準以下にし、下水道に放流することとしております。悪臭関係につきましては、破砕処理の行程では悪臭発生の恐れはありませんが、搬入するペットボトルから微量の悪臭があり、脱臭機で防止することとしております。当該処理施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の設置許可が必要ですが、担当部局である塩釜保健所からは、環境対策上等申請内容は問題ないとの報告を受けてございます。

最後に、当該市町村の意見でございますが、名取市からは、市の総合計画及び都市計画等に基

づく土地利用計画上支障がない旨の回答が得てございます。2月8日に文書で回答を受けてございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の程お願いいたします。

- 牛尾議長 ただいまの説明に対し、委員の皆様から御意見・御質問はございますでしょうか。 木下委員どうぞ。
- ○木下委員 きちんとされていると思うんですけれども、産業廃棄物の方は県の審議会で、一般廃棄物の中間処理は名取市と、それぞれ違うところで検討を行っているわけですが、ふたつのものが合わさると、単なる足し算ではなくて、それ以上の別の何か影響が出てくることもないとはいえないと思うのですが、そのあたりの目配りというのはどこでされているんでしょうか。というのと、そういうことまで考慮に入れた結果として、どういうふうに県としては評価されているのかというところをお教えいただきたいと思います。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) 今回お諮りしているのは建築基準法上の位置の決定ということの許可に伴うものでございますが、そもそも処分業の許可とか、設置の許可に関しましては、保健所の許可が必要になりますので、そちらの方で、全体的な目配りをしているのかと思っております。
- ○木下委員 そうするとかなり、建物上、敷地などの形式的な審議と言うことになると思うんですが、必要なものとしては問題はないというふうに県でも評価されているということでしょうか。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) そのとおりでございます。
- ○牛尾議長 よろしいですか。他の委員の方は、何か御意見、御質問ありましたら。 特に御意見、御質問がないとしましたら、お諮りしたいと思います。 議案第2277号について、原案のとおり承認することに御異議はありませんでしょうか。
- ○仁田委員 私は留保とさせていただきます。
- ○牛尾議長 留保ということは、どういう。
- ○仁田委員 賛成も反対も、今の状況ではできません。あまり発言しませんので、これ以上は。
- ○牛尾議長 その理由と言いますのは。
- ○仁田委員 しゃべっていいんですか。

- ○牛尾議長 どうぞ。
- ○仁田委員 なにか、ひとりばかりしゃべっているという御意見だったから、申し訳ないけど。 やはり、近隣の住民の方々の考えとか。廃プラというのは相当臭いとか、いろいろ影響が。だ からもっと何で公害とか、こういう町の中に、もちろんそういう施設というのは必要なんですよ。 僕は環境審議会のメンバーもやってたから言いますけれども、やはりそれを保健所とかどの程度 調べたか分からないけれど、あまり積極的には。やはり一番の責任は市町村だと思うけれども、 その辺がオーケーということなんだろうけれども、いずれやっぱり私としては、ここでオーケー を出して、将来公害が出たときに、僕ら責任とらなければならないから、残念ながらこの件につ いては、私は留保させていただきます、ということです。以上です。
- ○牛尾議長 この件につきまして事務局の方から何かありますか。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) 周辺,地元の方への説明というのも県の要綱において行われております。今回は2回開催しておりまして,平成22年6月と10月ということでございました。そのなかで,特に御意見はありませんでしたという御報告を受けております。
- 〇牛尾議長 仁田委員から、保留という御意見も出ました。他の委員の方は、いかがでしょうか。 御意見等ございますが。
- ○牛尾議長 御意見がないようでしたら、改めてお諮りいたしたいと思います。議案第2277号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

「「ありません」と発言する者多数あり〕

○牛尾議長 よろしいですか。それでは御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することといたします。

議案第2278号 特殊建築物の敷地の位置について

- ○牛尾議長 次に、議案第2278号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) 続きまして、議案書 40 ページの説明をいたしたいと思います。 特殊建築物の位置についてでございます。
 - 一枚めくっていただきたいと思います。

申請者は、今回の計画地において、平成 15 年8月に産業廃棄物処理施設の許可を受けており

ますが、その中で木くずを破砕し、おがくずとバイオマス、いわゆる木材チップの製造を行っておりますが、今回、設備を増設することにより、破砕能力が当初許可の1.5倍を超えることから、建築基準法第51条の許可を改めて受けるというものでございます。

施設の概要につきまして説明いたしたいと思います。施設名称は産業廃棄物処理施設,建築主は仙台市宮城野区日の出町 3 丁目 3-32 株式会社丹勝 代表取締役 丹野勝治様でございます。位置につきましては,黒川郡大郷町鵜崎字住吉 33-1 ほか 5 筆でございます。面積につきましては,26,664.04 ㎡。用途地域につきましては指定してございません。建物の規模,構造につきましては,棟は 5 つございまして,第一工場から第二工場,事務所,トイレ,倉庫と。構造,階数,面積につきましては,資料のとおりでございます。

処理施設の内容及び能力でございますが、これまで、木くずの破砕について、一日あたりの処理能力が 175 tの一次破砕処理設備と、28.8 tの二次破砕機で木屑の破砕を行っておりましたが、このうち、175 tの一次破砕機を、敷地外の建設現場等で使用すると言うことで、その代わりに、498.4 tの一次破砕機を今回設置しようというものでございます。建築基準法では、処理能力が、既に取った許可の 1.5 倍を超える場合は、許可が必要とされてございます。本施設の当初許可は、1 日あたり 175 t でございました。この 1.5 倍といいますと、262.5 t になります。このため、増設後の処理能力は、527.2 t でございますので、この数字を超えるということから、許可が必要となったものでございます。

次のページ,42 ページを御覧ください。左側が位置図でございます。申請敷地は、図面中央に赤で示しております。用途地域は無指定でございます。県道利府松山線の西側で、大郷役場の南西約1.8 kmに位置してございます。また周辺には、教育・文化等の施設はございません。右下の図面を御覧ください。付近見取図でございます。申請敷地は、町道大日向線沿いに位置しており、町道の東側には、主要地方道、県道の利府松山線、40 号線が位置してございます。右上の図面を御覧ください。配置図でございます。赤色で囲んだ敷地が申請敷地でございます。青く塗っているところが建築物で、第一工場、第二工場、事務所、便所、倉庫の計5棟でございます。敷地へは、敷地東側の幅員6mの町道から出入りいたします。申請敷地の北側に住戸が2戸、東側に町道を挟んで住戸1戸が存在しますが、敷地周辺は、山林と農地になってございます。

廃棄物の搬入でございますが、これは県内の建設会社、解体業者からのものをもらってきて、 搬出先は、県内外の製紙工場や牧場ということでございます。敷地周辺道には、通学路の指定は ございません。

次に、本施設の環境対策でございますが、破砕処理は建屋内で行い、木くずに散水をして粉塵の飛散を防止します。騒音につきましては、破砕処理は建屋内で行い、破砕機は低騒音型で吸音材を装備し、大きな騒音は発生しないということでございます。水質防止の観点からは、施設からの雑排水は浄化槽を経由し場外に搬出するため、本事業による周辺の大きな影響はございません。悪臭の観点につきましては、破砕処理の行程では、木くずからの悪臭はほとんど発生せず、本事業による周辺地域への大きな影響はございません。当該処理施設は、「廃掃法」の設置許可が必要ですが、同じく保健所より「申請内容は環境対策上問題はない」との情報を得てございます。

最後に、大郷町の意見でございますが、大郷町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく

- 土地利用計画上支障がない旨の回答を、2月2日付けでいただいてございます。 以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いいたします。
- ○牛尾議長 ただいま、御説明いただきました内容について、皆様何か御意見・御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。 はい、長谷川委員。
- ○長谷川委員 今回は、前回許可の1.5倍を超えるということで、実質は、前回の処理量の約3倍位になるんですかね、この量でいくと。3倍になることによって、例えば機械が動けば騒音ということで、先程騒音はさほど変わらないというような話でしたが、これだけの量を処理することによって、一日の、機械が動く時間が多くなることによっての、この地図によると3戸ほど、近くに家があるんですけど、そういった人たちからの苦情が出てこないのかなというのが、ちょっと心配になりました。

あと、以前に、最初作るときとかに、その辺の住民説明会なんかをいつやられたのか、以上2 点をお伺いします。

○事務局(奥山技術補佐(総括)) 騒音につきましては、公害防止条例の点から、敷地境界の騒音予測値というものを出してございます。これにつきましては、基準以下であろうということを確認してございます。

あと、地元住民の説明ということですが、去る3月31日に、説明を行った模様でございます。 そのなかで、受入量とかそういった御質問、あと放射能問題とか、御質問があったようでござい ますが、その他に特に意見はないというようなことを確認してございます。

- ○長谷川委員 騒音については、基準内であろう、という話なんですが、「あろう」という表現の仕 方をされていたんですが、その辺のもう一度確認と、住民説明会が3月にあって、その辺了解を した、了承をしたという理解でいいのか、確認をします。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) あくまでも予測値ということですので、実際これからどうなるかというのは、できてみないと分からないのですが、シミュレーションということで、問題ないだろうということでございます。あと、地元の方への説明に関しては、了承を得られたということで、報告を受けてございます。
- ○長谷川委員 予測値について,正確な数字を御返答お願いします。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) 基準につきましては、昼間の基準が 55dbということでございます。これに対しまして、予測値は 51.31dbという数値が出てございます。
- ○長谷川委員 昼という話でしたが、夜というのは。

- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) 稼働時間はですね、午前8時から午後5時までの8時間でございます。
- ○長谷川委員 ということで、夜は稼働しないと。昼も、55dbの基準に対して、それを下回っているということで判断したということですね。
- ○事務局(奥山技術補佐(総括)) そうでございます。
- ○長谷川委員 了解しました。
- ○牛尾議長 他の委員の方,御質問,御意見ございますか。特になければ、この案件についてお諮りいたしたいと思います。議案第2278号について、原案のとおり承認することで御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

○牛尾議長 それでは御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定 いたします。

議案第 2279 号 石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に 対する意見書について

○牛尾議長 次に、最後の議案となる、議案第 2279 号の審議に入りますが、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、当該議案は、土地区画整理事業の事業計画に対する意見書についての議案であり、非公開審議で行う議案に該当します。このため、審議は非公開で行いますので、傍聴人並びに報道機関の方は退席をお願いしたいと思います。

「傍聴人退席]

(非公開議案審議部分 略)

4 その他

○牛尾議長 以上で本日予定していた審議案件はすべて終了しましたが、委員の皆様から、何かこ のほかにございますか。特にございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

- ○牛尾議長 事務局の方は、あと何かございますか。よろしいですか。
- ○事務局(櫻井都市計画課長) 特にありません。
- ○牛尾議長 それでは、これで本日の会議を終了します。 御協力ありがとうございました。長時間にわたりどうもありがとうございました。
- 5 閉 会
- ○司会(鈴木総括) 慎重な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。以上をもちまして、第162回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

ここで事務局からのお願いでございます。本日配布いたしました資料のうち、非公開で審議を 行った議案に関する資料、具体的には「議案書(別冊)」と「参考資料(別冊)」、そして「参考図 面」、3冊でございますが、これらにつきましてはお持ち帰りにならず、机上に置いてお帰りにな られますようお願いいたします。

なお、次回、第 163 回審議会につきましては、来月、3月の開催を予定しておりますが、諮問する議案に係る各種調整や事業実施時期などを考慮いたしまして、日程が決まり次第早めに御連絡申し上げます。

本日は, ありがとうございました。

午後5時40分閉会